社会保障審議会「児童福祉文化財」推薦審査の申請について

－出版物委員会（出版物）－

社会保障審議会では、児童福祉法第８条第８項に基づき、１８歳未満の「児童」の福祉の向上を図るために、「福祉文化分科会」を設けて「優れた文化財」の推薦を行い、児童の自主的で創造的な活動を助長すると同時に、児童福祉思想そのものの啓発と普及に努めております。

この趣旨に賛同し、審査を希望される出版物等の関係者は、下記の要領にて申請してください。

【提出物】　Ａ　申請書（所定の様式使用、手書き不可）　１部
Ｂ　申請する図書　３冊

【申請方法】　１、仮申請
（１）厚生労働省ＨＰ「児童福祉文化財について」から所定の様式(Word)をダウンロードし、必要事項を入力してください。
（２）件名を「児童福祉文化財推薦審査申請について」と標記し、上記申請書（Word）を電子媒体（押印不要）で添付して下記アドレス宛にメールでご提出下さい。（仮受付となります）
２、本申請
事務局より仮受付の返信を確認後、上記１の申請書に押印し、提出物Ｂとともに送付して下さい。

【提出先】　〒１００－８９１６東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
社会保障審議会福祉文化分科会事務局
ＴＥＬ　０３－５２５３－１１１１（代）
内線：４９６３・４９５９
ＦＡＸ　０３－３５９５－２７４９
メール　hirakawa-emiko@mhlw.go.jp

【決定通知】　推薦が決定した場合には、文書でお知らせいたします。
非推薦、または審査対象とならない申請の場合は、通知しません。
当審議会での審査は年３回（初夏・秋・年度末）開催しますが、決定の通知には時間を要する場合がありますのでご了承願います。

【注意事項、その他】
○審議内容は、申請者の利益・不利益に関わるため非公表としております。
○審査委員への連絡は事務局で行うこととなりますので、個別の連絡等はご遠慮下さい。
○提出された作品は、原則として審査結果に関わらず返却しません。
○児童福祉文化財に推薦した作品は、申請書に掲載された内容(チラシの画像含む)の一部を厚生労働省ＨＰ「児童福祉文化財年報」に掲載します。